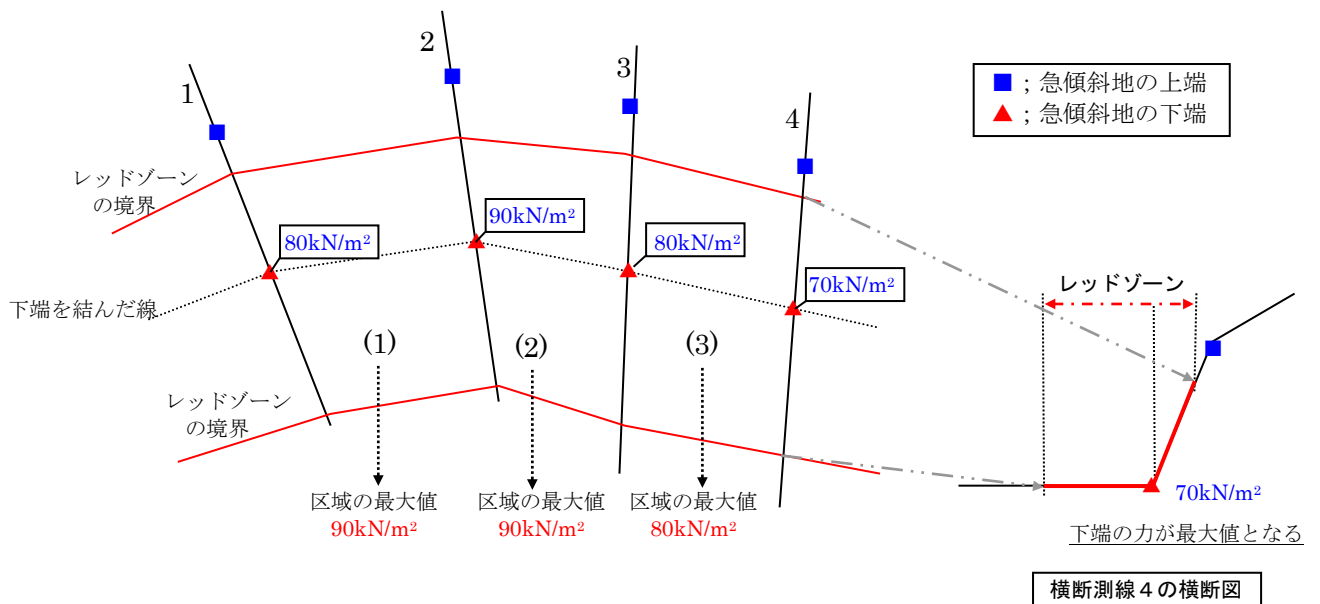


公示する力等の取り扱いについて

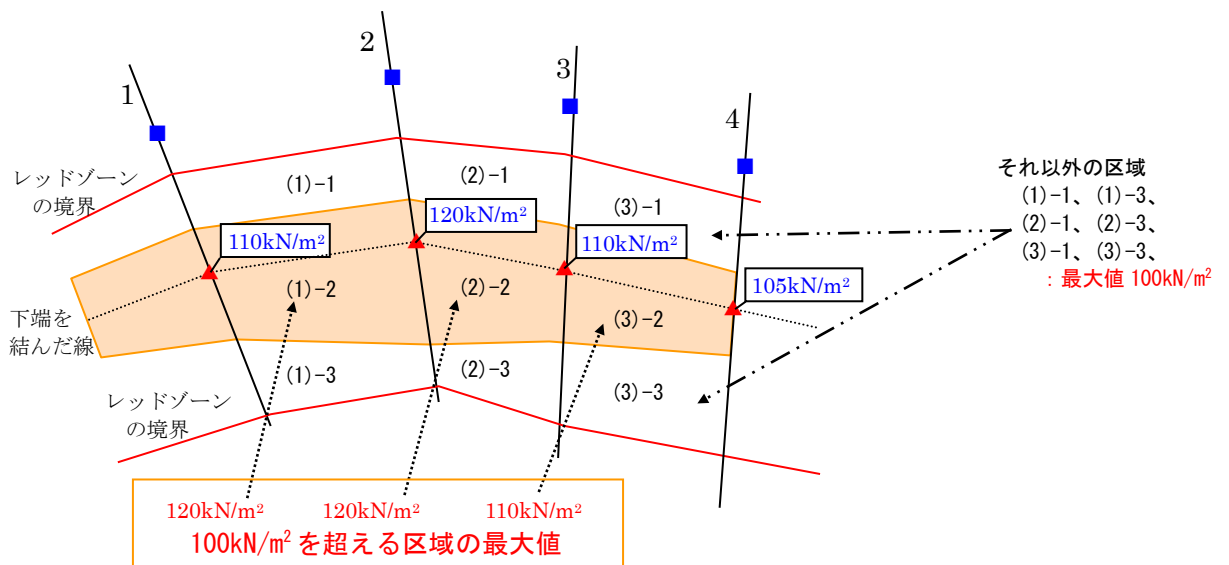
1. 【原則論①】

区域設定時には横断測線ごとに、「移動による力」及び「堆積による力」のそれぞれの“最大の高さ”及び“力”を算出しているが、公示時の区域の“最大の高さ”及び“力”は当該区域を形成する横断測線のどちらかの“最大値”を採用するものとする。

※（以下は“最大の力”の考え方を示すが“最大の高さ”の考え方も同様とする）



図－1 公示する力の考え方（原則論①：100kN/m²を超える区域がない場合）



図－2 公示する力の考え方（原則論②：100kN/m²を超える区域がある場合）

2. 【原則論②(案)】

100kN/m² を超える横断測線に隣接する横断測線の最大値が 100kN/m² に満たない場合、最大値は 100kN/m² とする。

【設定例①】

- ・ (1) の区域の最大値は 100kN/m² とする。(区域区分は必要なし)
- ・ (2)-2 の区域は横断測線 2 と 3 の最大値の 150kN/m² とする。
- ・ (3)-2 の区域は横断測線 3 と 4 の最大値の 150kN/m² とする。
- ・ (2)-1, (2)-3, (3)-1, (3)-3 は 100kN/m² を超えない「それ以外の区域」であるから、100kN/m² とする。

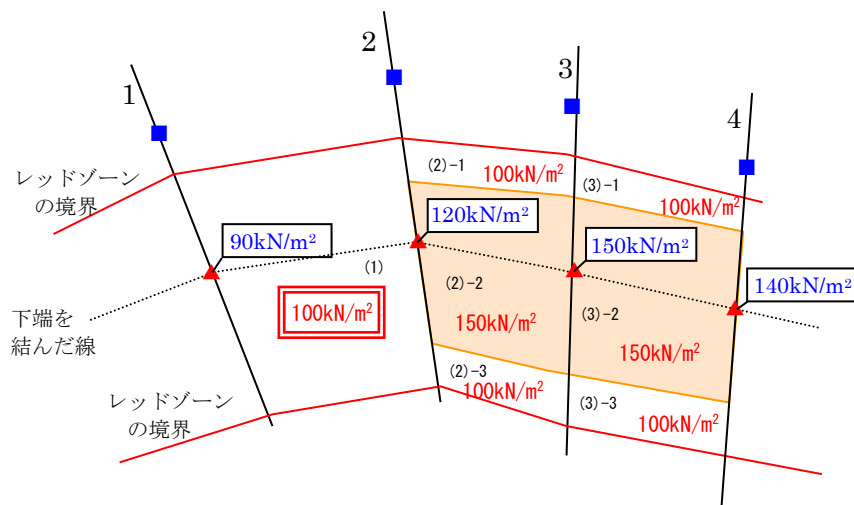


図-3 公示する力の考え方 (ルール①)

【設定例②】

- ・ (1) 及び (2) の区域の最大値は 100kN/m² とする。(区域区分は必要なし)
- ・ (3) の区域の最大値は 80kN/m² とする。

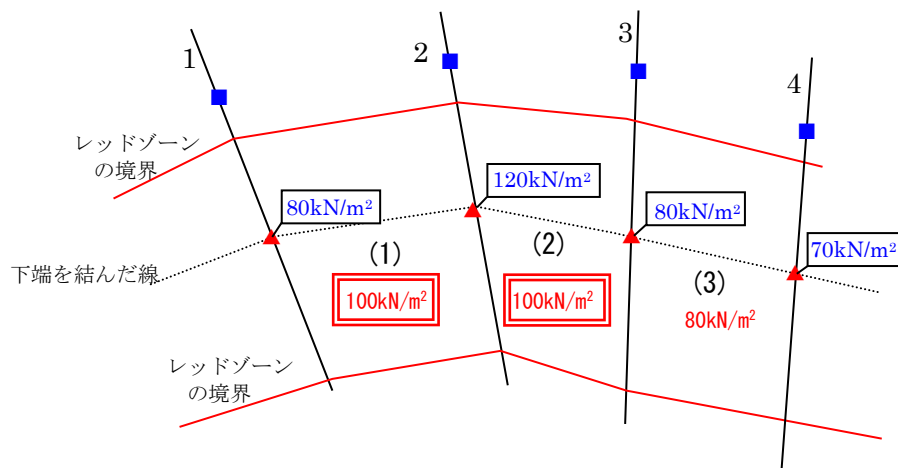


図-4 公示する力の考え方 (ルール②)